

無線検査事業所承認申込書
(承認審査*1 臨時審査*2 定期審査*3 更新審査*4 取下げ*5)

(一財)日本海事協会 御中

申込日: _____年 _____月 _____日

事業者名(申込者) : _____
 連絡担当者及び連絡先 : _____
 Tel: _____ Fax: _____
 e-mail: _____ @ _____

下記事業所につき、「事業所承認規則」に基づき、

- 承認審査を関連資料を添えて申し込みます*1。
 承認内容変更に伴う臨時審査を関連資料を添えて申し込みます*2。
 変更概要*2: _____
 定期審査を申し込みます*3。
 更新審査を申し込みます*4。
 承認取下げを承認証書を添えて申し込みます*5。
 取下げ理由*5: _____

1. 対象事業所名*1/*2/*3/*4

(和): _____
 (英): _____

2. 住所*1/*2/*3/*4

(和): _____
 (英): _____

Tel: _____ Fax: _____
 e-mail _____ @ _____

3. 主たる整備業務従事地区:

4. EPIRB の陸上整備を行う*1/*2/*3/*4

行う 行わない

5. 承認番号*2/*3/*4/*5:

6. 現地調査希望日*1/*2/*3/*4:

7. 添付提出資料

提出すべき資料の詳細については本会事業所承認規則 1 編 2 章 2.3-1.(2)及び 3 編 4 章に掲げる資料を提出すること。(次ページ参照)

また、EPIRB の陸上整備を行う場合、EPIRB の製造者及び型式のリストを添付すること。

8. 備考

<提出資料一覧>

※更新審査、定期審査、臨時審査においては、内容に変更がある書類のみ提出すること

- 事業所の概要(所在地、沿革、資本金、組織図(子会社を含む。)、従業員数、主要サービス及びその実績等)
- 代理業者、子会社及び外注業者のリスト
- サービスの提供に必要な装置及び設備(測定機器、作業場及び材料・部品保管施設概要、外注工事及び外注品の一覧表等)
 - 機器一覧表
 - 検査を正確に実施するために必要な主要な機器及び補助機器を有しなければならず、使用する機器の記録を保管するための手順書
 - 試験を行う無線設備に関する規格が当該無線設備のために利用可能でなければならず、当該規格が、試験報告書に記載されること
 - 試験及び検査に関わるソフトウェアを使用する機器の場合には、当該ソフトウェアは、十分に説明及び検証されたものであること。
- 承認の対象となるサービスの概要及びその範囲又は提供地域
- 本会が規定する品質システムを満足する品質マニュアル及びその補足資料又は手順書（作業手順、作業の検証、記録及び報告、教育・訓練、計測機器の管理等について記載されているもの）
- サービスに従事する技術者のリスト(氏名、資格、経歴等が記載されているもの)*1
- 技術者の教育プログラム
- 監督者及び技術者の保有する公的機関の定める資格又はこれと同等の資格(有効期限を含めその有効性を確認する)
- 承認の対象となるサービスを提供する際に使用するチェックリスト及び本会への報告書式
 - 各無線設備、AIS, SART, Two-way VHF radiotelephone 及び EPIRB のチェックリスト
- EPIRB の陸上整備を行う場合、EPIRB の製造者及び型式のリスト
- サービスの一部を外注により確保する場合、外注先の品質管理の調査・評価のための手順書
- サービスを行う為に使用する装置の操作に関する手引書
- 保守されている機器の撤去及び/又は、作業場での安全システムを確保するための乗組員との連絡手段に関する手順
- 他の適当な機関又は船級協会により承認されている場合は、当該機関又は船級協会が発行した承認証書の写し
- 利害対立の可能性のある他のサービスの情報
- 顧客のクレーム及び認証機関による是正処置の記録
- その他本会が必要と認める資料

*1

技術者は次の要件を満足すること。

- 全世界的な海上遭難安全制度無線通信による無線電話並びに初回検査及び更新検査に関する事業所の内部訓練を修了していること。
- 次のいずれかの要件を満たしていること。
 - (a) 政府公認の機関が認定した無線設備に関する資格を有していること。
 - (b) 無線関係の専門学校に1年以上就学していること。
- 補助無線技術者として、無線設備の検査に1年以上従事していること。
- SOLAS 条約, ITU 無線規則及び性能基準に関する IMO 総会決議に関する事業所の内部訓練を受け、その技術的内容に熟知していること。
- GMDSS 一般通信士証明書(GOC)又は GMDSS 無線電子証明書(REC)等の国際電気通信連合が認定した無線技士証書(国家資格とする。)をできる限り有していること。
- GMDSS インフラ, 地域の無線局及び施設並びに無線信号の送信及び受信に関する地域規制を理解していること。
- 英語を理解できること。

無線設備検査の監督者は次の要件を満足すること。

- 無線関係の専門学校に2年以上就学していること。
- できる限り国際電気通信連合が認定した GMDSS 一般通信士証明書(GOC)又は GMDSS 無線電子証明書(REC)を有していること。これらの資格又は証明書は、無線送信機を操作及び試験するためのものとする。
- GMDSS インフラ, 地域の無線局及び施設並びに無線信号の送信及び受信に関する地域規制を理解していること。
- 無線技術者として2年以上の無線設備検査に従事した経験を有していること。

*人員が一人のみである事業所の場合、当該人員は、監督者に適用される要件に適合していなければならない。